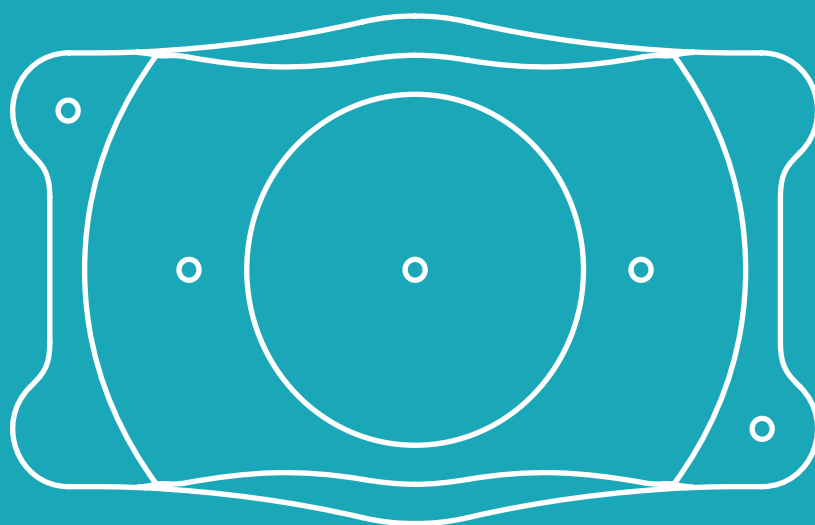


眼内コンタクトレンズ (ICL) 治療の医療費控除



確定申告書の作り方

源泉徴収票、医療費の支払い先と金額がわかる資料(領収書など)、マイナンバーカードを用意しましょう。

国税庁のホームページには「確定申告書等作成コーナー」というブラウザソフトがあり、その流れに沿って入力を進めれば、基本的には確定申告書は完成します。



確定申告書等作成コーナー
www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl

以下は、画面に沿って解説します。

国税庁 確定申告書等作成コーナー

作成コーナートップ

申告書等を作成する

作成前にご利用ガイドをご覧ください。

NEW 作成開始

保存データを利用して作成

- 新規に申告書や決算書・収支内訳書を作成
- 途中で保存したデータ(拡張子が【.data】)を読み込んで、作成を再開
- 過去の申告書データを利用して作成

上記URLをクリックするとこの画面が表示されます。作成開始をクリックします。

国税庁 令和元年度 確定申告書等作成コーナー

税務署への提出方法の選択

トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

税務署への提出方法を選択してください。

- e-Taxで提出
マイナンバーカード方式
- e-Taxで提出
ID・パスワード方式
- 印刷して提出

e-Taxという電子申告の方法もありますが、よくわからなければ一番右の印刷して提出をクリックします。

国税庁 令和元年度 確定申告書等作成コーナー

作成する申告書等の選択

トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

1 事業所得や不動産所得がある方は、所得税の確定申告書を作成する前に、青色申告決算書・収支内訳書を作成してください。

作成する申告書等と年分を選択してください。

令和元年度の申告書等の作成

- 所得税**
 - 所得税の確定申告書を作成します(医療費控除、寄附金控除、住宅ローン控除など)。
- 決算書・収支内訳書**
 - 事業所得や不動産所得がある方が、青色申告決算書や収支内訳書を作成します。
- 消費税**
 - 個人の方、事業者の方が、消費税の確定申告書を作成します。
- 贈与税**
 - 財産の贈与を受けた方が、贈与税の申告書を作成します。

一番左の赤枠「所得税」をクリックします。

入力方法選択

申告する方の所得の種類により申告書の作成手順が異なります。該当する作成手順の「作成開始」ボタンをクリックしてください。

- 給与・年金の方 (給与・年金専用)**
 - 給与所得や年金所得のみの方専用
 - 初めての方でも操作しやすい画面に入力し、申告書等を作成します。
 - ご利用例: サラリーマンの方で、医療費控除や寄附金控除、住宅ローン控除等を受ける方
 - 所得が年金(国民年金、企業年金、個人年金等)のみの方
 - 所得が給与と年金のみの方
- 左記以外の所得のある方 (全ての所得対応)**
 - 全ての所得・控除額に対応した入力画面から、必要な項目を各自で選択・入力し、申告書等を作成します。
 - ご利用例: 事業、不動産、退職所得のある方
 - 給与と年金以外の所得(配当、一時、譲渡等)があり、医療費控除や寄附金控除、住宅ローン控除等を受ける方
- 左のボタン選択がお分かりにならない方**
 - 表示される質問に「はい」又は「いいえ」で答え、回答に応じて表示される画面に入力し、申告書等を作成します。
 - ご利用例: どの作成手順について、どちらを選択すればよいかお分かりにならない方

作成開始

一番左の青枠「給与・年金の方」をクリックします。(給与以外の収入がある方は真ん中、よくわからない方は一番右をクリック)

適用を受ける控除の選択

年末調整で適用を受けた控除以外に追加・変更する項目にチェックをしてください。

ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出された方が確定申告を行う場合には、ワンストップ特例の適用を受けることができません。確定申告を行う際に、全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要がありますのでご注意ください。

適用を受ける所得控除について (複数選択可)	チェック	適用を受ける税額控除等について (複数選択可)	チェック
医療費控除	<input checked="" type="checkbox"/>	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除	<input type="checkbox"/>
寄附金控除	<input type="checkbox"/>	(住宅増改築等特別控除)	<input type="checkbox"/>
雑損控除	<input type="checkbox"/>	住宅増改築等特別控除	<input type="checkbox"/>
上記以外の控除の追加・変更	<input type="checkbox"/>	認定住宅新築等特別控除	<input type="checkbox"/>

年末調整で適用を受けた控除の変更や、適用を受けていない控除の追加をする場合はチェックをしてください。

ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出された方が確定申告を行う場合には、ワンストップ特例の適用を受けることができません。確定申告を行う際に、全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要がありますのでご注意ください。

適用を受ける控除の種類

- ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出された方が確定申告を行う場合には、ワンストップ特例の適用を受けることができません。確定申告を行う際に、全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要がありますのでご注意ください。
- 医療費控除
- 寄附金控除
- 雑損控除
- 上記以外の控除の追加・変更

適用を受ける税額控除等

- (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除
- (住宅増改築等特別控除)
- 住宅増改築等特別控除
- 認定住宅新築等特別控除
- 外国税額控除
- 不足納税額
- 本年分で差し引く繰越損失額
- 本年分繰越不足損失額

医療費控除の適用を受けるので、医療費控除にチェックを入れます。その後は流れに沿って生年月日などを入力すると、源泉徴収票の入力画面になります。

源泉徴収票の入力

令和元年度の源泉徴収票に記載されているとおりに入力してください。

①支払金額

②給与所得控除後の金額

③所得控除の額の合計額

④源泉徴収税額

2段で記載されている場合、下の段の金額

⑤住宅借入金等特別控除の額の記載

あり なし

お手元の源泉徴収票の情報を入力します。対応する番号の箇所を転記するだけなので、非常に入力しやすいです。

所得控除の入力

ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出された方が確定申告を行う場合には、ワンストップ特例の適用を受けることができません。確定申告を行う際に、全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要がありますのでご注意ください。

所得控除の種類 (各控除の概要はこちら)	入力・訂正内容確認	入力内容から計算した控除額 (円)	所得控除の種類 (各控除の概要はこちら)	入力・訂正内容確認	入力内容から計算した控除額 (円)
雑損控除			寡婦、寡夫控除		
医療費控除	入力する	3	勤労学生控除		
社会保険料控除			障害者控除		
小規模企業共済等控除			配偶者特別控除		
生命保険料控除			扶養控除		
地震保険料控除			基礎控除		380,000
寄附金控除			合計		1,960,376

源泉徴収票の入力が終わったら、次は医療費の詳細を入力します。「入力する」をクリックします。

医療費控除の入力

適用控除選択 > **入力方法選択** > 入力 > 計算結果確認

入力方法の選択 (医療費控除)

入力方法の選択

- 入力方法の選択や医療費通知についてわからない方はこちら
- 医療費の領収書から入力して、明細書を作成する
- 医療費集計フォームを読み込んで、明細書を作成する
- 医療費の合計額のみ入力する (別途作成した明細書を提出してください)
- 医療費通知 (「医療費のお知らせ」など) や領収書から入力して、明細書を作成する

4択の一番上、「医療費の領収書から入力して、明細書を作成する」にチェックを入れます。

医療費の入力

「領収書1枚ごと」ではなく、「病院、薬局などの支払先の名称」ごとに金額をまとめて入力できます。

医療を受けた方の氏名 (全角10文字以内)

病院・薬局などの支払先の名称 (全角20文字以内)

医療費の区分 (複数選択可)
 診療・治療 医薬品購入 介護保険サービス その他の医療費 (通院費など)

A 支払った医療費の額
 円

B Aのうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
 生命保険や社会保険などで補てんされる金額の入力について
 円

お手元の医療費の領収書を見ながら、その情報を入力します。(医療を受けた方の氏名、病院名、金額)

計算結果の確認 (医療費控除)

これまでに入力された内容から計算した結果、医療費控除の額は次のとおりになります。

項目	金額
A 支払った医療費	500,000円
B 保険金などで補てんされる金額	0円
C 差引金額 (A-B)	500,000円
D 所得金額の合計額	5,980,920円
E D×0.05	299,046円
F Eと10万円のいずれか少ない方の金額	100,000円
G 医療費控除額 (C-F) (注)	400,000円

そうすると医療費控除の金額が計算されて、

計算結果の増補

作成した申告書の表示・確認。をクリックすると、申告書の様式に合わせた画面で内容の確認や訂正等を行うことができます。

還付される金額は、 円です。

さらに進むと、還付される所得税の額が表示されます*。この方は先ほどのケーススタディで所得税率が20%であると確認しています。よって医療費控除の額40万円の約20%の額の所得税の還付金額になりました。

* 今回のケーススタディで支払った医療費は500,000円ですが、例えば2倍の医療費1,000,000円を支払った場合は、還付される金額も約2倍となります。

税金の仕組み上、所得税の分は還付されて、住民税の分は翌年の住民税から差し引かれます。(この方だと40万円×10%=4万円が住民税から差し引かれる額です)

あとは流れに沿って、扶養親族の情報、ご自身の名前・住所、マイナンバー、および還付金を受け取る口座の情報を記載します。

令和01年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B (FA0125)

住所: 東京都中央区勝どき6-3-2
 氏名: 国税 太郎
 生年月日: 3/57/04

項目	金額	項目	金額
課税される所得金額 (①-⑤) 又は第三表上ののりにする金額又は第三表の額	3,620,000	配当控除 (②)	296,500
給与所得 (①)	7,978,800	配当控除 (③)	0
所得金額の合計額 (①+②+③)	5,980,920	源泉徴収控除 (④)	296,500
医療費控除 (⑥)	400,000	平均課税対象金額 (⑤)	3,027,266
所得金額 (①+②+③-④-⑤)	1,960,376	延納届出額 (⑦)	0
基礎控除 (⑧)	400,000	延納届出額 (⑧)	0
所得控除 (⑧+⑥)	400,000	延納届出額 (⑨)	0
所得税額 (⑨×20%)	81,674	延納届出額 (⑩)	0
還付される金額 (⑨)	81,674	延納届出額 (⑪)	0

すると、確定申告書が完成します。

チェック	項目名
<input checked="" type="checkbox"/>	申告書B第一表【提出用】
<input checked="" type="checkbox"/>	申告書B第一表【控用】
<input checked="" type="checkbox"/>	添付書類台紙
<input checked="" type="checkbox"/>	申告書B第二表【提出用】
<input checked="" type="checkbox"/>	申告書B第二表【控用】
<input checked="" type="checkbox"/>	医療費控除の明細書【提出用】
<input checked="" type="checkbox"/>	医療費控除の明細書【控用】

印刷の際に、このように資料名が表示されます。印刷をして、身分証明書のコピーを添付して、お住まいの管轄の税務署に提出しましょう。

ちなみに、医療費の領収書は2017年から添付不要になりました。しかし保存義務は5年間あるので、ご自宅ですっきりと保存しておきましょう。また、源泉徴収票の添付も2019年4月から不要になりました。

医療費控除などの税金が還付される申告は5年間遡って申告できます。しかし、申告が早ければ早いほど税金が早く還付されるので、源泉徴収票などの情報がお手元に揃ったら、早めに確定申告をしましょう。

郵送提出の注意点は、2部提出すること、自分宛の返信用封筒(切手付き)を同封することです。確定申告書の控えは、その年の自分の年収を証明する大事な書類です。提出の際は必ず控えの提出も行い、税務署の受領印をもらい、返信用封筒でご自宅に送ってもらいましょう。

以上が、医療費控除の概要と確定申告の仕方です。慣れてしまえば、そんなに難しいものではないことがおわかりいただけましたでしょうか。もし、わからないことがあれば、税務署に問い合わせれば答えてくださるので、安心して確定申告書の作成・提出することができます。